

一般財団法人出雲市都市公社営駐車場管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、駐車場法（昭和32年法律第106号）第13条第1項の規定を準用し、公社営駐車場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 一般財団法人出雲市都市公社営駐車場（以下「駐車場」という。）を次のとおり設置する。

名 称	位 置
平田中央駐車場	出雲市平田町911番地16 外2筆

(駐車場管理者の名称及び所在地)

第3条 駐車場管理者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	一般財団法人出雲市都市公社
所 在 地	出雲市平田町951番地1

(駐車契約)

第4条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとし、管理者が指定する自動車駐車契約を取り交わすものとする。

2 駐車位置は、一般財団法人出雲市都市公社が指示するものとする。

(供用時間等)

第5条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

2 管理者は、必要と認めるときは前項の供用時間を変更することができる。

(供用休止等)

第6条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、供用休止、駐車場の隔絶、車路の通行止及び車両の退避（以下「供用休止等」という。）を行うことができる。

- (1) 自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合。
- (2) 保安上供用の継続が適当でないと認められる場合。
- (3) 工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合。

(駐車場の入出等)

第7条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 駐車場から出庫する車両の通行を優先すること。
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (5) 標識、信号機の表示又は係員の指示に従うこと。

(駐車料金)

第10条 駐車場の駐車料金（以下「料金」という。）及び徴収方法は、別表に定めるとおりとする。

(駐車料金の減免)

第11条 管理者は、特別の理由があると認めるときは料金を減免することができる。

(駐車料金の還付)

第12条 既納の料金は還付しない。ただし、管理者が特別の事由があると認めるときはその一部又は全部を還付することができる。

(駐車の拒否)

第13条 管理者は、駐車場が満車である場合は受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、又は車両を撤去させることができる。

- (1) 駐車場の設備上駐車させることができないとき。
- (2) 駐車料金を滞納したとき。
- (3) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷、又は汚すおそれがあるとき。
- (4) 引火物、爆発物その他の危険物を積載、又は取り付けているとき。
- (5) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (6) 非衛生的なものを積載したり取り付けをしているとき、又は液汁を出したりこぼすおそれがあるとき。
- (7) 前各号のほか駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第14条 第9条に掲げるものの他、利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の位置以外で喫煙したり、火気を使用しないこと。
- (2) 紙屑、ぼろ切れ、吸殻等のごみは各自持ち帰ること。
- (3) 他の利用者の駐車を妨げたり、駐車位置の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場で飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと。
- (5) 駐車場で宿泊しないこと。
- (6) 駐車場で車両の洗浄、修理をしないこと。
- (7) 駐車場の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。

- (8) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (9) 駐車場内では営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと。
- (10) その他駐車場の管理に支障、又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

(事故に対する措置)

第15条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

(引取りの請求)

第16条 利用者が自動車駐車契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して7日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引き取ることを請求することができる。

- 2 前項の場合において、利用者が車両の引き取りを拒み若しくは引き取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。
- 3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引き取りがなされないときは、引き取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。
- 4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第17条 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第18条 管理者は、第16条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第19条 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引き取ることを拒み、若しくは引き取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引き取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引き取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月

を経過した後、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引き取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者に返還するものとする。

（保管責任）

第20条 管理者は、利用者と自動車駐車契約を締結し車両入庫させたときから同契約を解除し車両出庫させたときまで、車両の保管責任を負う。

- 2 管理者は、利用者と自動車駐車契約を解除し車両出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

（利用者に対する損害賠償責任）

第21条 管理者は、車両保管にあたり、第23条の規定による場合及び善良な管理者としての注意を怠らなかつた場合は、駐車場内における盗難、破損、車両の滅失又は損傷について賠償責任を負わない。

ただし、管理者の責に帰すべき事由によるときはこの限りでない。

（車両の積載物又は取付物に関する免責）

第22条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する障害については、賠償の責を負わない。

（免責事由）

第23条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故。
- (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故。
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故。
- (4) 第6条の規定による供用休止等の措置。
- (5) 第15条の規定による事故に対する措置。

（損害賠償）

第24条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

(管理の委託)

第 25 条 管理者は、駐車場の施設設備の保全及び自動車の保管に関する事務を委託することができる。

(保管場所使用承諾証明書の交付)

第 26 条 駐車場管理者は、利用者から保管場所使用承諾証明書の交付申請があったときは、交付しなければならない。

(この規程に定めない事項)

第 27 条 この規程に定めない事項については、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 15 年 4 月 27 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、一般財団法人出雲市都市公社の設立登記の日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第 10 条関係)

区 分	駐 車 料 金				駐車料金の徴収方法
	場所	時間	1 利用者の 利用台数	1 月につき	
専用駐車 (月極)	地上	全日	1～4 台	4,320 円	1. 使用の許可を受けた日 及び毎月 2 日に当月分 を徴収する。 2. 上記 1. により難しい場合 は、別途定めることが できる。
			5 台以上	3,500 円	

※ 備 考

- 1 この表の専用駐車使用の駐車料金は、自動車 1 台当たりとする。
- 2 この表の専用駐車の使用期間に 1 月未満の端数が生じた場合でも、駐車料金は 1 月分として徴収する。
- 3 徴収の日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日を徴収日とする。
- 4 駐車料金には、消費税及び地方消費税相当額を含む。